

三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金

(中小企業等対象)

【 公募案内 】

【公募期間】

令和4年10月25日(火)～令和4年11月14日(月)まで

※消印有効

《問合せ先》

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課

三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金 係

電話：059-253-1281 / F A X：059-228-3800

※問合せは平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

E-mail: tenkan@miesc.or.jp / HP: <https://www.miesc.or.jp>

※申請書類等様式、記載例等は、三重県ホームページ右上のサイト内検索で

にて検索してください。

1 目的

中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する施設・設備の省エネルギー化・効率化や自己消費型再生可能エネルギー機器の導入などの経営向上に向けた取組を支援することを目的とします。

2 申請対象者

三重県内に主たる事務所、または事業所を有する中小企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、エネルギー価格等高騰の影響を受けている者。

※「エネルギー価格等高騰」とはエネルギー価格自体の高騰及びエネルギー価格が高騰したことに起因する原材料や製品、サービスの価格の高騰をいいます。

※同一事業者で複数の応募はできません。

〔三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者〕

(1) 中小企業者（会社及び個人の基準）

業種	従業員数	常時使用する従業員には、事業主・法人の役員、臨時の従業員を含みません
製造業・建設業・運輸業等	500人以下	
卸売業	400人以下	
サービス業（下記以外）	300人以下	
ソフトウェア業	500人以下	
情報処理サービス業		
旅館業		
小売業	300人以下	

(2) 組合及び連合会等

組合及び連合会等	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	直接または間接の構成員の2/3が中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第7号までに該当するもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業を行っていないこと 認定特定非営利活動法人でないこと 常時使用する従業員が300人以下であること

○従業員数について

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

・個人事業主本人及び同居の親族従業員（専従者等）

・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の従業員

・以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等

①日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者

②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

3 補助対象事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する以下の経営向上の取組

①省エネルギー機器や自己消費型再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上の取組

②省力化・作業効率化・生産能力の増強等に向けた設備導入による生産性向上の取組

③DXの導入による生産性向上の取組

④サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等による事業再構築の取組

⑤需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組

⑥新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組

- ⑦新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓の取組
- ⑧新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓の取組
- ⑨その他エネルギー価格等高騰の影響に対応するための取組で、公益財団法人三重県産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの。

4 補助対象期間と補助率・補助限度額

(1) 補助対象期間

補助対象期間は、**交付決定日から令和5年2月28日（火）まで**です。
期限内に納品・支払等を確実に完了していただく必要があります。
また、発注・契約については交付決定日以降に実施してください。

(2) 補助率・補助限度額

○補助率：補助対象経費の1/2以内

○補助金額：10万円（下限）～200万円（上限）

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、証拠書類等で通常の事業取引と区分して経理する必要があります。

補助事業の実施に当たっては、仕様書の提示、見積書の徴取、発注（契約）、納品、請求、支払について、補助対象事業の取引と補助対象事業以外の取引が明確に区分できるようにしてください。

補助対象事業の取引とそれ以外の事業による取引が区分できない見積書、発注書、納品書、請求書等は、補助対象事業の取引内容や金額等が特定できないため、補助事業と特定できる証拠書類とはなりませんのでご注意ください。

※混在する場合はマーカー等で表示してください。

費目	補助対象となる経費（例）	補助対象とならない経費
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスター、チラシ、フライヤー等のデザイン費や印刷費及びこれら制作物の配布に係る費用 ・ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修をするために要する費用等。ただし、更新、改修については既存物と明瞭に異なる成果が得られることを要するため、実績報告時において更新、改修後の成果物とともに、更新、改修前の既存物の資料の提出を求め、その成果を審査します。 <p>※配布物や情報発信については、補助対象期間に配布、発信されたものに係る費用のみ補助対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ×事業所名のみをPRするための看板制作等の費用 ×求人広告
展示会等出展費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展ブース代、展示会参加費、運搬費等（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ×展示会・商談会に参加するための旅費・宿泊費 ×販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらない展示会・商談会等への参加に係る全ての費用
開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品開発費、パッケージデザイン費等 	<ul style="list-style-type: none"> ×試作品製造等に係る原材料、パッケージの印刷等の費用
借料	<ul style="list-style-type: none"> ・機器、設備、備品、ソフトウェア（ライセンス期間に定めのあるもの）等のリース料・レンタル料等 <p>※賃貸借等契約期間のうち補助対象期間に支払われた費用のみ補助対象（発注日は交付決定日以降のもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ×土地・建物・施設等の賃借料（駐車場代を含む）

費目	補助対象となる経費（例）	補助対象とならない経費
機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器、設備、備品、通信機器等の購入費 自動車等車両は対象外。ただし、調理または冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両は対象 ※中古品の取得については、以下の①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。 ①購入単価が50万円未満（税抜）であること ②2者以上から見積書を徴取すること 	<ul style="list-style-type: none"> × 消耗品の取得費 × 福利厚生のための設備、装飾品等 × 既に導入しているソフトウェアの更新料 × 車両 × 売電を目的とする設備の導入 × 販売又は賃貸するもの
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗改装費、委託費、教育訓練費等 	<ul style="list-style-type: none"> × 建物等の増築・増床等を含めた不動産の取得 × 建物等の原状復帰を目的とした修復・修繕費
他	上記のほか、理事長が特に必要と認める経費	

（2）補助対象とならない経費

前記の各費目に係る「補助対象とならない経費」のほか、次の①～⑱に掲げる経費は補助対象となりません。

なお、補助金額の確定審査において、補助対象とならない経費が含まれていることが判明した場合は、当該経費を補助対象経費から除外します。

- ①補助事業の目的に合致しないもの
- ②必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ③自社内部の取引及びそれと同等と認められる取引によるもの
- ④機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う、当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）に係る費用等
- ⑤オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- ⑥役員報酬、人件費
- ⑦電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑧名刺や文房具などの事務用品、その他の消耗品
- ⑨雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑩茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑪税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑫金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等
- ⑬公租公課
- ⑭各種保証料・保険料・保守料
- ⑮借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑯免許・特許等の取得・登録費・諸資格取得費
- ⑰補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ⑱上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 申請手続き等の概要

(1) 公募期間

令和4年10月25日(火)～令和4年11月14日(月) ※消印有効

(2) 申請方法

申請書の提出は、下記の【申請書提出先】宛に郵送してください。持参、FAX、電子メール及び「三重県電子申請システム」による申請は受け付けられません。

【申請書提出先】

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課
三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金 係

(3) 申請書類

申請書類は、以下の①～⑥について各1部を提出してください。

申請書類の様式は、三重県ホームページからダウンロードしてください。

申請様式の送付を希望される場合は、上記の申請書提出先までご連絡ください。

なお、提出された書類は、審査のためにのみ使用し、不採択となった場合も返却しませんので、ご了承ください。また、内容について問い合わせる場合がありますので、必ずコピー等控えを備えてください。

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②経営向上計画書（第1号様式の2）
- ③支出計画書（第1号様式の3）
- ④役員等に関する事項（第1号様式の4）
- ⑤直近1期分の財務諸表の写し
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書
 - ・個人で青色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、貸借対照表、損益計算書
 - ・個人で白色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、収支内訳書
- ⑥法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は、住民票抄本の写し
（交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの）

(4) 採否決定審査に関すること

①審査方法・基準

審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、次の審査基準に基づき事業内容について実施します。

※「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」、「三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金」並びに「三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金」において、補助金交付要領の違反事実のあった事業者は審査の対象となりません。

審査基準

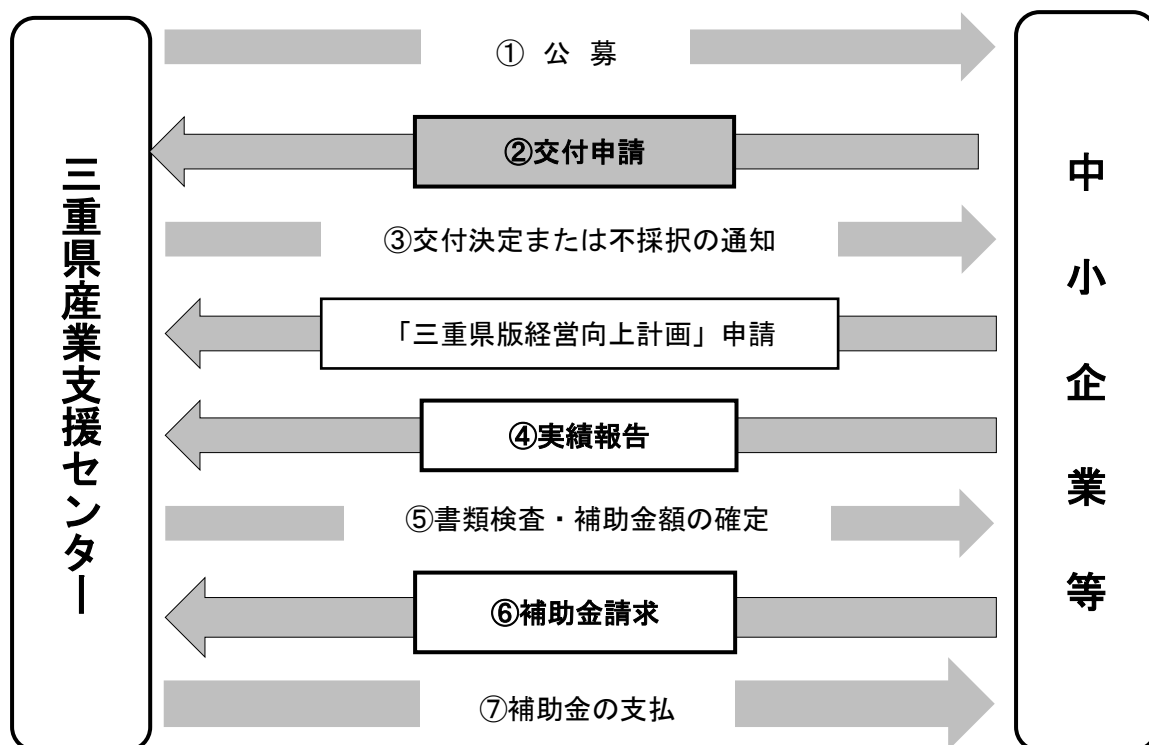
- ①必要性：エネルギー価格等高騰の影響に対応した取組であるか。
- ②目的性：エネルギー価格等高騰の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- ③実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④有効性：事業計画は、エネルギー価格等高騰に対する影響緩和の効果が期待されるものになっているか。
- ⑤合理性：事業実施に必要な適切な事業積算となっているか。

※令和3年度及び令和4年度の「三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金」に採択されていない申請者及び新規申請者については、加点措置を行います。

②審査結果の通知

審査により採択・不採択を決定後、速やかに「交付決定通知」または「不採択通知」の文書を申請者全員に郵送します。

(5) 公募から補助金支払いまでの流れ



7 留意事項

(1) 事業全般に係る留意事項

- ① 『三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金交付要領(※1)』を遵守するとともに、『補助事業実施の手引き(※2)』を熟読し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければなりません。
※1) 三重県ホームページから確認できます。
※2) 交付決定日(令和4年12月初旬)以降、三重県ホームページから確認できます。
- ② 不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ③ 同一事業者が同一内容で本制度以外の国・市町等が助成する他の制度(補助・委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には本補助金の対象となりません。
- ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税額等仕入れ控除税額は、補助対象経費から除外して算出してください(ただし、免税事業者及び簡易課税事業者はこの限りではありません)。
- ⑤ 代表者及び法人の場合はその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役、監査役またはこれらに準ずる者を言い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者)が、『三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱』の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。

(2) 事業実施に係る留意事項

- ①補助対象経費の支払方法は、銀行振込が原則です。補助金執行の適正性確保のため、1取引10万円超の現金払いは認められません。また、小切手・手形による決済は認められません。クレジットカードによる支払いは、当該法人または個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引落が確認できる場合のみ認められます（納品日や完了日が補助対象期間中であっても口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象となりません）。決済は法定通貨とします。
- ②発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を徴取してください。特に1件あたり100万円以上となる場合については、必ず2者以上から見積書を徴取してください。
- ③交付決定を受けた後、経費の配分や内容の変更をしようとする場合、または本事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。また、変更の場合は、変更承認の通知を受け取った日以降でなければ、変更に係る事業の実施（発注・契約等）はできません。
- ④本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または令和5年3月20日（月）のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出する必要があります。
- ⑤本事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。その際、事業計画に見合った成果が見込めないと認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- ⑥本補助金は、会計上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(3) その他

- ①交付決定後、補助事業者の名称及び所在地（市町）について三重県ホームページで公表します。
- ②物品の購入や発注は、可能な限り三重県内の事業者を活用してください。
- ③本補助事業で取得した発電設備により、電力会社等に売電することは認められません。これに反した場合は補助金の返還を求めることがあります。
- ④補助金申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて「三重県版経営向上計画（ステップ2）」を策定し、速やかに（遅くとも令和5年1月末までに）提出し、令和4年度内に認定を受けてください。

※三重県版経営向上計画については、三重県ホームページ右上のサイト内検索で

三重県版経営向上計画にて検索してください。